

## 独立行政法人都市再生機構 第四期中期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

### I 政策体系における法人の位置づけ及び役割

機構は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、賃貸住宅の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的としている。

機構は、昭和 30 年の日本住宅公団の設立以来、数次の統合を経て、平成 16 年 7 月に設立され、これまで、政策的意義の高い都市再生等の推進、超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成及び団地毎の特性に応じたストックの再生・再編等の推進、東日本大震災からの復興に係る業務を実施するほか、大規模災害が発生した場合における復旧・復興支援に取り組んできたところであり、これらの業務に関する専門性、人材面の強みを有している。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、5 年、10 年、20 年を区切った経営改善計画を策定し、最初の 5 年間に当たる第三期中期目標期間（平成 26 年度～平成 30 年度）を通じて、賃貸住宅、都市再生等の各部門の業務効率化等により収支構造の改善を図り、繰越欠損金の解消が見込まれるなど、財務体質の強化に取り組んできたところである。

昨今の経済社会情勢に目を向けると、我が国は世界的に見ても高齢化が進行しており、特に地方圏における人口減少・少子高齢化が進展しているほか、東京一極集中の傾向が継続するなど経済社会構造上の大きな課題に直面しており、これらに対応するための施策を講ずることが急務となっている。また、大規模災害が相次ぐ中、切迫する巨大地震等や気候変動の影響により頻発・激甚化が懸念される気象災害から国民の生命と財産を守るため、国土強靱化に向けた防災・減災、老朽化対策等は喫緊の課題である。

このような状況において、機構の政策上の位置付けとして、「都市再生基本方針」（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定）では、公共公益施設や医療・福祉施設等の適正な立地の促進等による都市のコンパクト化、再開発等による低未利用地の土地利用転換等を実施することにより国際競争力の強化のための環境整備などを進めることとされており、機構によるこれらの実現に向けた政策の実施・貢献が期待されている。

また、「住生活基本計画（全国計画）」（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）では、機構については、既存の賃貸住宅ストックの活用を前提として、少子高齢化に対応した高齢者世帯や子育て世帯の住宅の確保やその技術力、住宅・まちづくりのノウハウを活用した住宅地の再生などの役割が求められている。

加えて、「国土強靱化基本計画」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）では、密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策、津波に強いまちづくり等を進めることとされており、機構によるこれらの実現に向けた政策の実施・貢献が期待されることとされている。

さらに、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成 30 年国土交通省告示第 1066 号）に従い、機構は、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行うことにより、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進することが求められている。

このため、機構は、上記政府方針等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営のもと、機構の専門性、人材面での強みを活かし、国の政策実施機関としての機能の最大化を図るものとする。

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 31 年 4 月 1 日（2019 年 4 月 1 日）から令和 6 年 3 月 31 日（2024 年 3 月 31 日）までの 5 年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、1.（1）～（3）、2.（1）～（3）及び 3. の各項目を、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき「一定の事業等のまとまり」として扱う。

### 1. 政策的意義の高い都市再生等の推進

#### （1）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進

人口減少・少子高齢化、グローバルな都市間競争の激化、東京一極集中、都市のスポンジ化の進展、施設・インフラの老朽化、ICT 等技術革新の進展、空き家・空き地の増加等の経済社会情勢が変化しており、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することが必要である。

都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起することが求められている一方で、多数の関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の課題があり、地方公共団体や民間事業者のみでは都市再生を進めることに困難な状況が見られる。

このため、機構は、こうした状況を踏まえ、都市再生を的確に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの下、民間事業者との共同出資による開発型SPCの組成等多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。

### ①都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生

グローバルな都市間競争が激化するなか、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、また、グローバルな業務を展開する企業の拠点等の立地を促進するため、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力を高める都市再生を進めることが必要である。

このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化に必要な経済基盤の確立等に必要不可欠な国家的プロジェクトや都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、これらの実現に向けたコーディネート及び都市再生事業を実施すること。

### ②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生

周辺地域を含む地域全体の活力の源泉である地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現を図る都市再生を進めることが必要である。

このため、機構は、地方都市等における現状を踏まえ、取組を一層強化・推進することとし、地方公共団体等と連携しつつ、各地域の持つ資源や特性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。

### ③防災性向上による安全・安心なまちづくり

自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、必要な措置があらかじめ講じられた防災性向上による安全・安心なまちづくりを進めることが必要である。

このため、機構は、都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の

防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。

また、マンションの管理者等からの委託を受けた場合において、老朽化等により除却する必要がある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施すること。

#### 【定量目標】

- ・ コーディネート及び事業の実施地区数 330 地区（前中期目標期間実績（見込み）：316 地区）
- ・ 都市再生事業等に係る民間建築投資誘発額 1 兆 8,000 億円規模、経済波及効果 3 兆 6,000 億円規模（前中期目標期間実績（見込み）：民間建築投資誘発額 2 兆 8,900 億円規模、経済波及効果 5 兆 6,900 億円規模）

#### 【指標】

- ・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）
- ・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）

#### ＜目標水準の考え方＞

- ・ 機構による都市再生をより積極的に推進するため、地方公共団体等のまちづくりの事業化を支援するためのコーディネートの実施地区数と都市再生事業の実施地区数の合計地区数について、前中期目標期間の実績（見込み）（316 地区）を上回ることを水準とした目標を設定した。
- ・ 機構が実施する都市再生事業等は、民間事業者による建築投資及びその経済波及効果を生じさせ、経済の活性化へ寄与するため、民間建築投資誘発額及び経済波及効果（第四期中期期間中に発現する効果に、当該期間中に事業実施中の地区が将来的に誘発するであろう効果を加えた数値）を目標とし、機構が、今後、地方都市等の再生や密集市街地における防災性向上といった難易度が高く誘発額は必ずしも大きくないが政策的意義の高い取組にも一層注力していくことを踏まえ、前中期目標期間の計画値（民間建築投資誘発額 1 兆 8,000 億円規模、経済波及効果 3 兆 6,000 億円規模）と同額を目標値として設定した。

#### 【重要度：高】

都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の

魅力を高めるとともに、資本や人材等呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。

**【難易度：高】**

地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため難易度が高い。

**(2) 災害からの復旧・復興支援**

南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興を円滑に実施することが必要である。

このため、機構は、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績や保有する専門性、ノウハウを活かし、次の取組を行うこと。

- ・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。
- ・災害発生時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むことができる機構の組織体制を構築すること。
- ・地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・復興に資する機構と地方公共団体等との関係構築を行うこと。

**【定量目標】**

- ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 50回（平成30年度実績（見込み）：9回）
- ・復旧・復興に資する機構との関係構築（関係部局間における連絡体制の構築等）を行った地方公共団体等の数 50団体（平成30年度実績（見込み）：4団体）

**【指標】**

- ・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数
- ・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数

- ・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業（災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等）の実施地区数等
- ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数

#### <目標水準の考え方>

- ・ 第四期中期目標期間の各年度において、平成30年度実績（見込み）（9回）を上回る水準で啓発活動を実施することを想定して目標として設定した。
- ・ 機構が復旧・復興に資する関係構築を図る対象団体が機構の復旧・復興支援業務を新たに理解した上で、対象団体の意向や対象団体における関係構築のための調整手続を考慮し、目標を設定した。なお、対象団体は、機構の復旧・復興支援を受ける被災地の広域窓口となる都道府県を中心に、市区町村や他の公的機関等も含める。

#### 【重要度：高】

国土強靱化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することとされているため。

### （3）都市開発の海外展開支援

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、海外における都市開発事業について、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、案件形成の川上段階から積極的に関与することが求められている。

このため、機構は、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等のコーディネートを行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。

#### 【定量目標】

- ・海外の都市開発事業等に関して、機構が相手国、海外公的機関及び民間企業等との間で締結した協定・覚書の件数 10 件（前中期目標期間実績（見込み）：5件）

#### 【指標】

- ・ 機構の海外展開支援に関する研修・視察の受入れ件数

#### <目標水準の考え方>

海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するには、機構が国内での都市開発事業等の経験等を活かし、対象国で都市開発事業を企画・立案する政府機関や公的機関等と協力関係を構築することが重要である。協力関係の構築を一層強化するため、機構が相手国、海外公的機関及び民間企業等との間で技術協力等の協定・覚書を締結し、協力関係を構築した件数について、前中期目標期間の実績（見込み）（5件）を倍増することを水準として目標を設定した。

#### 【難易度：高】

我が国事業者、関係府省、関係公的機関、外国政府等の多様な関係者間の意見調整等を必要とすることに加えて、海外における政治的要因、急激な為替変動や、景気悪化等による経済的要因等に由来する都市開発事業の遅延・延期・中止等が生じる可能性があるため難易度が高い。

## 2. 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現

UR賃貸住宅においては、居住者の高齢化、建物の高経年化等の課題が存在するとともに、ライフスタイルの変化や、医療福祉機能、コミュニティ機能といった団地に求められる機能が多様化している状況にある。

これまで、独立行政法人改革等に関する基本的な方針等を踏まえ、ストック量の適正化を図るとともに、住宅管理コストの効率化に努め、繰越欠損金の解消が見込まれるなど、財務体質の強化に取り組んできたところである。こうした状況を踏まえ、将来の家賃収入を確保するため、これまで抑制してきたストックへの投資を促進することが必要である。

また、UR賃貸住宅は、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として、今後も政策的役割を果たすため、「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち」の実現を目指すことが重要である。

このため、機構は、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化の取組を着実に進めつつ、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を図るため、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で取り組むこと。

## (1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備

少子高齢化の進展、単身世帯等の増加等に伴い、住民同士のコミュニティが希薄化するといった事態に直面しており、UR賃貸住宅団地及びその周辺地域も含めた住民が安心して健やかに住み続けられるよう、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携し、高齢者、子育て等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備することが求められている。

このため、機構は、次の取組を行うこと。

- ・UR賃貸住宅団地を活用し、地域の医療福祉拠点化の形成を一層推進すること。
- ・UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、幅広い世代や多様な世帯が互いに交流し、支え合い、生き生きと暮らし続けられるミクストコミュニティの形成に向けた取組を実施すること。また、コミュニティを維持し、活性化させる取組や、高齢者の健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する取組を充実すること。
- ・高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、高齢者向けの住宅を適切に供給するとともに、見守りサービス等を推進すること。併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証すること。
- ・子育て世帯が安心して子育てしやすい環境を整備すること。
- ・民間事業者等との連携により、多様なライフスタイルや柔軟な働き方の実現に向けた取組を充実すること。

### 【定量目標】

- ・令和5年度末時点のUR賃貸住宅団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象）における地域の医療福祉拠点化団地の形成数 累計120団地程度（平成30年度末実績（見込み）：累計42団地）

### 【指標】

- ・見守りサービス提供数
- ・健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数
- ・子育て世帯を支援する住宅の供給戸数
- ・大学等との間で締結した連携協定等の件数

### <目標水準の考え方>

住生活基本計画（全国計画）において、令和7年度までに、UR賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を150団地程度とすることが成果指標とし



て掲げられており、当該成果指標の達成に向け、地域の医療福祉拠点化の形成数について、第四期中期目標期間に 120 団地程度を形成することを水準として目標を設定した。

**【重要度：高】**

住生活基本計画（全国計画）において、UR賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を令和7年度に 150 団地とすることが成果指標として掲げられており、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することが重要であるため。

**【難易度：高】**

地域医療福祉拠点化に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつつ、地方公共団体、地域包括支援センター、社会福祉協議会、大学、民間事業者等の多様な地域関係者の協力や理解を得ながら、連携体制を構築して対応する必要があるため、難易度が高い。

**（2）持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進**

国民共有の貴重な地域資源であるUR賃貸住宅団地は、地域や団地の特性、住宅需要の動向を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携・協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力あるまちづくりを進め、地域の価値と魅力を高めることが求められている。

このため、機構は、次の取組を行うこと。

- ・地域の魅力を高める地域・まちづくりを推進するため、教育、業務、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等を進めるとともに、建替え、集約、改善等を複合的・選択的に実施し、計画的にストック再生を進めること。
- ・持続可能な地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等と連携し、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築するとともに、団地再生を通じて、地域の防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援、公共公益施設の再編・再整備を推進すること。

**【定量目標】**

- ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入又は既存の機能の強化を目的として供給した割合 概ね過半（前中期目標期間実績

(見込み)：約 50%)

**【指標】**

- ・ストック削減戸数
- ・地方公共団体との間で締結した連携協定等の件数

＜目標水準の考え方＞

住生活基本計画（全国計画）において、コンパクトシティなどのまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされている。

そのため、中期目標期間中に予定されている団地再生事業により供給される整備敷地等について、地域の状況を鑑みながら、1団地あたり少なくとも1以上の整備敷地等において、新たな機能（※）を導入又は機能強化することを水準として目標を設定した。

（※） 少子高齢化対応施設（高齢者福祉施設、子育て支援施設等）、医療施設（病院等）、防災性向上に寄与する施設（防災公園等）等

**【重要度：高】**

住生活基本計画（全国計画）において、コンパクトシティ等のまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされているため。

**【難易度：高】**

UR賃貸住宅の居住者に占める高齢者の割合が増えるなか、居住者の居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があるため、難易度が高い。

**(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現**

UR賃貸住宅の高経年化が進むなか、居住者のライフスタイルの変化やニーズの多様化に適切に対応し、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するためには、UR賃貸住宅ストックの質や価値の向上を図ることが求められる。

このため、機構は、次の取組を行うこと。

- ・多様化するニーズに対応した快適で魅力ある賃貸住宅の供給を図るため、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修の実施を推進すること。

- ・安全で安心な賃貸住宅の供給を図るため、適時・適切な計画的修繕や耐震改修等を推進すること。
- ・高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、住宅セーフティネットの役割を果たすこと。
- ・ミクストコミュニティの形成を図るため、近居促進制度など様々な制度を活用したサービスの提供を推進すること。
- ・低所得の高齢者世帯、団地再生事業等の実施に伴い移転が必要となる居住者等の居住の安定の確保を図るため、国からの財政支援を得つつ、適切に家賃減額措置を講じること。

#### 【定量目標】

- ・令和5年度末時点のUR賃貸住宅ストック全体に占めるバリアフリー化を図った住宅の割合 60%以上（平成30年度末実績（見込み）：約55%）
- ・令和5年度末時点のUR賃貸住宅ストックの耐震化率（住棟ベース）95%以上（第四期中期目標期間中に200棟以上の住宅棟で耐震改修等を実施）（平成30年度末実績（見込み）：約94%）

#### 【指標】

- ・リノベーション住宅、建替住宅の供給戸数

#### <目標水準の考え方>

- ・UR賃貸住宅においては、建物の高経年化、居住者の高齢化が進展しており、居住者の安全な暮らしに一層配慮するため、これまでのバリアフリー化の実績を踏まえ、UR賃貸住宅におけるバリアフリー化率（※）について第四期中期目標期間中に60%以上に引き上げる目標を設定した。  
（※） i）2箇所以上の手すりの設置、ii）屋内の段差解消、iii）車椅子で通行可能な広い廊下幅の確保の全部又は一部がなされた住宅の割合
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の趣旨に従い、UR賃貸住宅における居住者等の一層の安全性確保を図るため、これまでの耐震化の実績や今後耐震改修等を実施する必要のある住棟の改修難易度を踏まえ、UR賃貸住宅における耐震化率（住棟ベース）について第四期中期目標期間中に95%以上に引き上げる目標を設定した。

#### <想定される外部要因>

既存賃貸住宅のリノベーション、バリアフリー化、耐震改修等に当たっては、対象住宅の空き家発生状況等に大きな影響を受ける場合がある。

**【難易度：高】**

今後耐震改修等を実施する必要のある住宅棟については、居住性等に配慮した計画・工法検討を要する等、改修難易度が高い高層建築物等や区分所有者との合意が必要となる建物が多いことや、耐震改修等の内容によっては、店舗及び住宅の賃借人との合意も必要となるなど、多くの居住者の方々の理解を得て耐震改修を進めることが必要不可欠であることから、難易度が高い。

**3. 東日本大震災からの復興に係る業務の実施**

東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎えているものの、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する状況にあり、これらに取り組むことが必要である。

このため、機構は、復興支援を引き続き機構の最優先事項として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業を着実に実施すること。また、事業進捗に合わせた体制整備や機動的な組織運営を行うこと。

**【指標】**

- ・ 3 町（大熊町、双葉町、浪江町）から委託を受けた復興拠点整備事業等 3 地区約 117ha について、各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施し、宅地等の引渡しを令和 2 年度までに完了
- ・ 岩手県、宮城県、福島県の 12 地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業 22 地区約 1,314ha について、各地方公共団体が定める事業計画に基づき着実に実施し、宅地等の引渡しを令和 2 年度までに完了

**【重要度：高】**

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）において、平成 28 年度から令和 2 年度までの「復興・創生期間」では、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、完了させることに重点的に取り組むこととされており、機構においても被災地方公共団体から受託した事業等を計画通りに進める必要があるため。

**【難易度：高】**

復興まちづくり事業は、早期の復興を実現し、遅延することなく計画通りに確実に進める必要がある一方で、まち全体が事業区域となるなど、一般的な事業と比べ、事業規模が大規模なことに加え、特に福島県における復興まちづくり事業

は、未だ多くの住民が避難中であることや事業区域への立ち入り規制があること等の事業実施に当たっての制約が多いことから、難易度が高い。

#### IV 業務運営の効率化に関する事項

##### 1. 効率的な運営が行われる組織体制の整備

効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備を図ること。

##### 2. 業務の電子化

政策実施機能の最大化に資する IT 基盤の整備、職員のワーク・ライフ・バランス推進、業務の効率化・生産性向上、テレワーク等の新たな勤務形態の実現等に資する新たなシステム導入を図ること。

##### 3. 適切な事業リスクの管理等

###### (1) 事業リスクの管理

機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。

###### (2) 事業評価の実施

事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施すること。

##### 4. 一般管理費、事業費の効率化

一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成 30 年度）と中期目標期間の最終年度（令和 5 年度）を比較して 3%以上に相当する額を削減すること。

事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進すること。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。

## 5. 入札及び契約の適正化の推進

機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること。

また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。

## V 財務内容の改善に関する事項

### 1. 財務体質の強化

将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、キャッシュフローの最大化を図り、稼得したキャッシュフローにより、令和 5 年度末有利子負債残高を平成 25 年度末比で 2 兆円削減するとともに、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図ること。

<想定される外部要因>

急激な金利上昇に伴う資金調達コストの増加や不動産市況など社会・経済状況の激変により、大きな影響を受ける場合がある。

【重要度：高】

独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえて策定された経営改善計画に基づき、機構が持続的な経営をしていく上で、有利子負債の削減が不可欠であるため。

## VI その他業務運営に関する重要な事項

### 1. 内部統制の適切な運用

コンプライアンスの徹底や内部監査の質の向上を図るとともに、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制の一層の充実・強化を図ること。

### 2. 業務運営の透明性の確保等

業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。

また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程や

マニュアルの見直し等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。

さらに、機構が保有する個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、適切な対応を行うこと。

### 3. 人事に関する計画

人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努めること。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行うこと。

また、社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させることや、都市再生、賃貸住宅に係る業務、東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継することに加え、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流等による人材育成を実施すること。

人件費管理について、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務の特性等を踏まえた給与水準に留意するとともに、機構の業務実績等の給与への適切な反映など、給与体系の適切な運用を行う。

多様化する社会ニーズに対応するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備するなど働き方改革に取り組むこと。

### 4. 保有資産の適切な管理・運用

機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点から踏まえ、適切に管理・運用を行うこと。

### 5. 環境及び都市景観への配慮

事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達による環境負荷の低減に配慮すること。また、機構が関与するまちづくりにおいては、質の高い景観形成を推進すること。

## 6. 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元

国の施策等への対応、機構が実施する事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を機構が実施する事業のフィールドで行い、得られた成果について積極的に社会還元するよう努めること。



## 独立行政法人都市再生機構 第四期中期計画

### 中期目標を達成するための基本的な方針

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）は、都市、住宅分野などの政策課題に対応する国の政策実施機関として、政策的意義の高い都市再生等の推進、超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成及び個別団地毎の特性に応じたストック再生・再編等の推進、東日本大震災からの復興に係る業務等を実施してきた。

また、機構は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等において、機構が金利上昇等のリスクを抱える中で真に担うべき役割を果たしているよう、財務構造の健全化に道筋をつけた上で、民業補完の観点からの是正を実現するという時間軸を持った改革によって、民業補完の徹底と財務構造の健全化を両立させることを目指す方針が示され、これを踏まえ、財務構造の健全化を着実に進めた結果、第三期中期目標の期間中に繰越欠損金が解消されることが見込まれている。

一方で、昨今の社会経済情勢に目を向けると、少子高齢化や地方圏の人口減少の急速な深刻化等の経済社会構造上の大きな変化に直面しており、それらに対応する施策を講ずることが急務となっている。

機構には、「公共公益施設や医療・福祉施設等の適正な立地の促進等による都市のコンパクト化」、「再開発等による低未利用地の土地利用転換等を実施することにより国際競争力の強化のための環境整備などを進める」、「既存の賃貸住宅ストックの活用を前提として、少子高齢化に対応した高齢者世帯や子育て世帯の住宅の確保」、「技術力、住宅・まちづくりのノウハウを活用した住宅地の再生」、「密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策」、「津波に強いまちづくり」、「海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進する」等の実現に向けた政策の実施・貢献が期待されている。

以上を踏まえ、国土交通大臣が定めた平成 31 年 4 月 1 日（2019 年 4 月 1 日）から令和 6 年 3 月 31 日（2024 年 3 月 31 日）までの 5 年間における機構の中期目標を達成し、業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図りつつ、国の政策を実現するための実施機関として政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条に基づき機構がとるべき措置を中期計画として次のとおり定める。

また、機構が中期計画を遂行するに当たっては、人口減少・少子高齢化、災害対策、復旧・復興支援、地域経済の縮小など、ますます深刻化する課題に対し、機構の専門性・人材面での強みをいかし、地方公共団体、非営利法人、民間企業等に対する支援や、他の独立行政法人、地方公共団体、民間部門等との協働体制の確立・強化を通じて、様々な価値を創出し、持続可能な社会の実現に貢献することを基本的な姿勢とする。

### I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

## 1 政策的意義の高い都市再生等の推進

### (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進

都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたりリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。

このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。

なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じた多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や界隈性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。

併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。

#### ① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生

国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。

また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種制度を活用して進める。

## ② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生

地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。

その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。

また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。

## ③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり

都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。

密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。

また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。

マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。

これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、中期目標期間中に 330 地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に 1 兆 8,000 億円規模の民間建築投資を

誘発し、3兆6,000億円規模の経済波及効果を見込む。

## (2) 災害からの復旧・復興支援

南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、国、関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。

### ① 災害からの復旧支援

災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。

### ② 災害からの復興支援

これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。

また、平成28年熊本地震にかかる災害公営住宅の建設等については、被災市町の意向を踏まえ、迅速かつ適切に実施する。

### ③ 発災時の円滑な対応に向けた活動

災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初動期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を50回実施することに加え、50団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。

## (3) 都市開発の海外展開支援

民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図る

ための基本的な方針（平成 30 年国土交通省告示第 1066 号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。

これらの実施に当たっては、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、10 件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。

## 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現

UR 賃貸住宅については、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として政策的役割を果たすため、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化を進めつつ、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR 賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の 3 つの視点で、UR 賃貸住宅ストックの多様な活用を行い「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）」の実現を目指す。

### （1）多様な世代が安心して住み続けられる環境整備

UR 賃貸住宅においては、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、民間事業者等、地域関係者と連携しつつ、地域の医療福祉拠点化や高齢者向け住宅の供給、安心して子育てができる住環境の整備により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備する。また、多様化するライフスタイルへの対応を図るため、民間事業者等との連携による生活支援サービスの提供等を行う。

#### ① 地域の医療福祉拠点化

機構は、UR 賃貸住宅団地内に地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR 賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、福祉サービス等が提供されることで、団地やその周辺地域において、安心して健やかに住み続けることができるよう、平成 26 年度から UR 賃貸住宅団地を活用した地域の医療福祉拠点化（以下「地域医療福祉拠点化」という。）を進めており、今後も更なる推進を図る。

地域医療福祉拠点化に当たっては、地域と連携しつつ、地域に不足している医療施設・介護施設・子育て支援施設等の充実を図るとともに、高齢者向け住宅や子育て世帯向け住宅の供給等により幅広い世代や多様な世帯に対応した居住環境の整備を進める。また、高齢者世帯だけでなく若者世帯、子育て世帯等を含むコミュニティ醸成を推進することで地域における包括的な支援やサービスを提供する地域包括ケアシステム等の体制の構築に貢献する。さらに、これらの施策を進めたことによる効果を把握、分析し、適切に地域医療福祉拠点化を推進するものとする。

地域医療福祉拠点化については、令和5年度までに累計で120団地程度の形成を目指す。

## ② 豊かなコミュニティ醸成

UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、互いに交流し、支え合い、幅広い世代や多様な世帯が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）を形成するため、団地内でのコミュニティ拠点の整備やイベントの開催等、交流、支え合いの場の提供を推進する。

また、地域のコミュニティを維持し、活性化させるとともに、健康寿命の延伸や生きがいの創出に寄与するため、地域関係者や大学等との連携を図り、多様な世帯の交流を促進させるとともに、高齢者の社会参画機会の創出等を図る。

## ③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進

高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、既存のUR賃貸住宅団地を活用し、高齢者の自立した生活を前提とした地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅の供給や見守りに関するサービスの推進等を行うほか、住替え支援等高齢者の身体状況の変化に応じた対応などを推進する。

併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証する。

## ④ 安心して子育てができる住環境の整備

子育て世帯が安心して子育てしやすい住環境を整備するため、地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅や子育て世帯に配慮した設備等を備えた住宅等の子育て世帯向け住宅の供給、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサービスの提供などを促進する。

## ⑤ 多様なライフスタイルへの対応

多様なライフスタイルに対応し、柔軟な働き方の実現に寄与するため、民間事業者、大学等との連携により、高齢者世帯、子育て世帯等の生活利便性の向上に資する生活支援サービスの導入や、テレワークへの対応等を図る。

民間事業者等との連携に当たっては、民間事業者等の意向や収益性等、事業上の課題を考慮し、機構と連携する民間事業者等がともに収益向上を図ることが可能となる事業スキームを導入するなど、連携手法の多様化を図るとともに、民間等のノウハウを適切に活用することで、サービス水準の向上を図る。

## (2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進

団地再生に当たっては、UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、地域や団地の特性、住宅需要の動向、機構の経営環境を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携、協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進する。

### ① 地域の魅力を高める団地への再生

地域の魅力を高めるため、幅広い世代が安心して居住可能な環境整備を推進するほか、教育、業務、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等、団地の役割、機能を多様化させ、より一層、地域に開かれた団地に再生する。

なお、事業の実施に当たっては、団地の特性、住宅需要の動向等を踏まえ、近接地建替えの実施も視野にエリア単位での団地の統廃合・再配置等を図り、建替え、集約、改善等を複合的、選択的に行い、資産の良質化とストック量の適正化を図る。

また、事業を予定する団地においては、個別団地の状況等を踏まえ、必要に応じて、コミュニティの活性化、資産の有効活用の観点から、定期借家契約を導入する。

全面借地方式市街地住宅及び特別借受賃貸住宅については、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。

### ② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献

持続可能で活力ある地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等との密接な意見交換の実施等により、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築する。また、団地再生に併せて、地域に必要なとされる拠点機能の整備、防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援や公共公益施設の再編・再整備等を推進する。

さらに、団地再生に伴い整備した敷地の民間事業者等への譲渡等を通じて、民間事業者、社会福祉法人、医療法人等の多様な事業主体と協働し、医療、福祉、介護、商業、生活支援施設等、地域に必要な拠点機能の整備を推進するとともに、民間事業者の事業機会を創出する。

これらの施策を推進することにより、団地再生事業により供給する整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給する割合について、

概ね過半を目指す。

### (3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現

UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するため、多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理等の実施等により、賃貸住宅ストックの価値向上を図り、経営基盤を安定化させ、住宅セーフティネットとしての役割の充実など政策的役割を持続的に果たす。

#### ① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給

国民の多様化する居住ニーズに対応するため、既存のUR賃貸住宅について、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修を推進し、快適で魅力ある賃貸住宅を供給する。なお、バリアフリー化率\*は、令和5年度末時点において60%以上とする。

また、地域や団地の特性に応じて、費用対効果を踏まえた投資を行うこととし、民間事業者等と連携、顧客満足度の向上と収益力の確保を図る。

\* i) 2箇所以上の手すりの設置、ii) 屋内の段差解消、iii) 車椅子で通行可能な広い廊下幅の確保の全部又は一部がなされた住宅の割合

#### ② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供

安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、適時・適切な計画的修繕、耐震改修等を実施し、住宅棟のうち耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有するものの割合を令和5年度末時点において95%以上とする。

高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、近居促進制度など様々な入居制度を活用しサービスの提供を行う。

また、引き続き、居住者との意思疎通を図り、信頼関係を強化する。

#### ③ 居住者の居住の安定の確保

UR賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対して、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じ、また、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、これに加え、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。

### 3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施

東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎え、また、福



島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。

#### (1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援

被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等（3地区約117ha。令和2年度までに宅地等引渡し完了予定。令和3年度以降は7地区約208ha。そのうち、令和5年度までに約133haの宅地等引渡し完了予定。）を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。

#### (2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進

被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（22地区約1,314ha。令和2年度までに宅地等引渡し完了予定。）等について、事業計画に基づき着実に実施する。

## II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備

#### (1) 機動的・効率的な組織運営

政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に対する確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。

#### (2) 管理会計の活用による経営管理の向上

経営情報を適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理に、管理会計を引き続き活用する。

### 2 業務の電子化

情報セキュリティ対策の強化やIT技術の高度化にも対応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上

を図るため、必要なIT基盤の整備を計画的に進める。

システムの整備及び管理にあたっては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、システムの適切な整備及び管理を行うとともに、システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。

職員のワーク・ライフ・バランス推進、意思決定手続の迅速化など業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステム導入を図る。

### 3 適切な事業リスクの管理等

#### (1) 事業リスクの管理

地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の通り事業着手の判断及び執行管理等を行う。

- ① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。
- ② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。

#### (2) 事業評価の実施

個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行う。

また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。

### 4 一般管理費、事業費の効率化

一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減する。

また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推

進する。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。

## 5 入札及び契約の適正化の推進

入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。これらについては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づいた「調達等合理化計画」において適切に反映し、毎年度当該計画の策定及び公表を行う。更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。

また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。

## Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

### 1 財務体質の強化

将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の方策を着実に実行する。

賃貸住宅事業における家賃収入や都市再生事業における譲渡収入の最大化及び全社的なコスト削減により、キャッシュフローの最大化を図る。

稼得したキャッシュフローにより、令和 5 年度末有利子負債残高を平成 25 年度末比で 2 兆円削減するとともに、都市再生事業における新規地区の立ち上げ促進や、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化の加速など、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図る。

### 2 予算

別表 1 のとおり。

### 3 収支計画

別表 2 のとおり。

#### 4 資金計画

別表3のとおり。

#### IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額 : 3,800 億円

想定される理由 : 予見しがたい事由による一時的な資金の不足に対応する。

#### V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし。

#### VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。

#### VII その他業務運営に関する重要な事項

##### 1 施設及び設備に関する計画

該当なし。

##### 2 中期目標の期間を超える債務負担

中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

##### 3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途

独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第11条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるものとする。

##### 4 内部統制の適切な運用

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日

付総務省行政管理局長通知)を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。

コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。

## 5 業務運営の透明性の確保等

### (1) 業務運営の透明性の確保

業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。

### (2) 情報セキュリティの確保

「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。

さらに、役職員に対する研修を毎年実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。

### (3) 個人情報の保護

個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を毎年度実施し、適切な管理の徹底を図る。

## 6 人事に関する計画

### (1) 方針

人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。

## (2) 人材育成

社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。

## (3) 人件費管理の適正化

独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第 50 条の 10 の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、法人の業績を反映した給与のあり方について検討を行い、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。

## (4) ダイバーシティの推進

多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備する。

## 7 保有資産の適切な管理・運用

機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。

## 8 環境及び都市景観への配慮

事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。

### (1) 地球温暖化対策の推進

「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画 (UR-eco Plan 2019) に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。

### (2) 建設副産物のリサイクルの推進

循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画 2014」(平成 26 年 9 月 1 日国土交通省公表) に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。

さらに、UR 賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。

### (3) 環境物品等の調達

環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第 6 条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 13 年 2 月 2 日閣議決定) の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。

また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。

### (4) 都市の自然環境の保全・創出

環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。

### (5) 良好な都市景観の形成

にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。

## 9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元

国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。

### (1) 研究開発の実施

集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。

なお、急速なA I・I o T等技術革新やB I M・C I M推進への対応、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。

### (2) 成果の社会還元

蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。



都市再生機構 中期計画の予算等（平成31年度～令和5年度）

【 総 表 】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	105,633
政府補給金等	0
資本収入	0
借入金及び債券収入	3,180,656
業務収入	4,064,276
受託収入	167,782
業務外収入	45,320
計	7,563,667
支 出	
業務経費	3,057,662
受託経費	151,061
借入金等償還	3,615,724
支払利息	464,526
一般管理費	230,223
人件費	176,434
その他一般管理費	53,789
業務外支出	31,010
計	7,550,206

【人件費の見積もり】

期間中総額163,201百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 借入金及び債券収入のうち、有利子 3,180,400百万円

借入金等償還のうち、有利子 3,607,222百万円

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,216,198
経常経費	3,372,566
業務費	3,093,829
受託費	162,063
一般管理費	116,675
財務費用	461,003
臨時損失	382,628
収益の部	4,319,648
経常収益	4,296,493
業務収入	3,988,560
受託収入	169,577
政府補給金	0
補助金等収益	137,606
雑益	750
財務収益	21,091
臨時利益	2,063
純利益	103,450
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
総利益	103,450

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	
建設費支出	862,549
管理費支出	1,869,946
受託業務費支出	151,061
その他支出	481,214
投資活動による支出	
建設費支出	456,702
その他支出	94,712
財務活動による支出	
長期借入金の返済による支出	3,230,724
債券の償還による支出	385,000
その他支出	18,300
次期中期目標期間への繰越金	44,664
資金収入	
業務活動による収入	4,276,605
投資活動による収入	106,406
財務活動による収入	3,180,656
前期中期目標期間よりの繰越金	31,203

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

## 【 都 市 再 生 勘 定 】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	都市再生	賃貸住宅	震災復興	共 通	合 計
収 入					
国庫補助金	37,178	68,455	0	0	105,633
政府補助金等	0	0	0	0	0
資本収入	0	0	0	0	0
借入金及び債券収入	0	0	0	3,037,556	3,037,556
業務収入	604,152	3,228,449	4,855	0	3,837,456
受託収入	13,898	0	153,057	0	166,956
業務外収入	40,520	0	0	1,500	42,020
計	695,748	3,296,904	157,912	3,039,056	7,189,621
支 出					
業務経費	796,569	2,198,294	8,127	0	3,002,990
受託経費	10,100	0	140,253	0	150,353
借入金等償還	0	0	0	3,334,901	3,334,901
支払利息	0	0	0	444,423	444,423
一般管理費	0	0	0	216,260	216,260
人件費	0	0	0	165,210	165,210
その他一般管理費	0	0	0	51,050	51,050
業務外支出	0	0	0	27,217	27,217
計	806,669	2,198,294	148,380	4,022,801	7,176,144

【人件費の見積もり】

期間中総額152,800百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	都市再生	賃貸住宅	震災復興	共 通	合 計
費用の部	736,421	3,165,259	160,566	—	4,062,245
経常経費	731,621	2,347,343	160,566	—	3,239,530
業務費	685,850	2,275,571	6,877	—	2,968,299
受託費	12,391	0	148,838	—	161,229
一般管理費	33,379	71,773	4,851	—	110,003
財務費用	4,800	436,100	0	—	440,900
臨時損失	0	381,815	0	—	381,815
収益の部	790,507	3,186,764	157,912	—	4,135,183
経常収益	780,855	3,185,169	157,912	—	4,123,936
業務収入	692,672	3,119,560	4,855	—	3,817,087
受託収入	15,686	0	153,057	—	168,743
政府補助金	0	0	0	—	0
補助金等収益	72,497	65,109	0	—	137,606
雑益	0	500	0	—	500
財務収益	8,287	1,545	0	—	9,832
臨時利益	1,365	50	0	—	1,415
純利益	54,087	21,505	▲ 2,654	—	72,938
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—
総利益	54,087	21,505	▲ 2,654	—	72,938

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	都市再生	賃貸住宅	震災復興	共 通	合 計
資金支出					
業務活動による支出					
建設費支出	770,433	50,000	8,127	22,936	851,496
管理費支出	26,127	1,632,503	0	162,548	1,821,178
受託業務費支出	10,100	0	140,253	0	150,353
その他支出	0	0	0	457,317	457,317
投資活動による支出					
建設費支出	10	433,416	0	23,275	456,702
その他支出	0	82,374	0	3,523	85,897
財務活動による支出					
長期借入金の返済による支出	0	0	0	3,193,801	3,193,801
債券の償還による支出	0	0	0	141,100	141,100
その他支出	0	0	0	18,300	18,300
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	43,591	43,591
資金収入					
業務活動による収入	689,979	3,198,011	157,912	1,500	4,047,402
投資活動による収入	5,770	98,893	0	0	104,663
財務活動による収入	0	0	0	3,037,556	3,037,556
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0	0	30,114	30,114

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

## 【 宅 地 造 成 等 経 過 勘 定 】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	市街地整備特別	公園特別	分譲住宅特別	共 通	合 計
収 入					
国庫補助金	0	0	0	0	0
政府補給金等	0	0	0	0	0
資本収入	0	0	0	0	0
借入金及び債券収入	0	0	0	143,100	143,100
業務収入	204,692	2	22,126	0	226,821
受託収入	826	0	0	0	826
業務外収入	3,050	0	0	250	3,300
計	208,568	2	22,126	143,350	374,047
支 出					
業務経費	52,631	3	2,038	0	54,672
受託経費	708	0	0	0	708
借入金等償還	0	0	0	280,822	280,822
支払利息	0	0	0	20,103	20,103
一般管理費	0	0	0	13,964	13,964
人件費	0	0	0	11,224	11,224
その他一般管理費	0	0	0	2,739	2,739
業務外支出	2,535	0	0	1,258	3,793
計	55,875	3	2,038	316,147	374,063

【人件費の見積もり】

期間中総額10,401百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	市街地整備特別	公園特別	分譲住宅特別	共 通	合 計
費用の部	147,642	4	6,306	—	153,952
經常経費	128,329	3	4,704	—	133,036
業務費	121,501	3	4,026	—	125,530
受託費	834	0	0	—	834
一般管理費	5,994	0	678	—	6,672
財務費用	18,500	1	1,603	—	20,103
臨時損失	813	0	0	—	813
収益の部	177,085	2	7,377	—	184,464
經常収益	172,338	2	216	—	172,557
業務収入	171,279	2	191	—	171,473
受託収入	834	0	0	—	834
政府補給金	0	0	0	—	0
補助金等収益	0	0	0	—	0
雑益	225	0	25	—	250
財務収益	4,598	0	6,661	—	11,259
臨時利益	148	0	500	—	648
純利益	29,443	▲ 2	1,071	—	30,512
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—
総利益	29,443	▲ 2	1,071	—	30,512

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	市街地整備特別	公園特別	分譲住宅特別	共 通	合 計
資金支出					
業務活動による支出					
建設費支出	10,054	0	0	999	11,053
管理費支出	33,768	3	2,033	12,964	48,768
受託業務費支出	708	0	0	0	708
その他支出	2,535	0	0	21,361	23,897
投資活動による支出					
建設費支出	0	0	0	0	0
その他支出	8,810	0	5	0	8,815
財務活動による支出					
長期借入金の返済による	0	0	0	36,922	36,922
債券の償還による支出	0	0	0	243,900	243,900
その他支出	0	0	0	0	0
次期中期目標期間への繰越	0	0	0	1,074	1,074
資金収入					
業務活動による収入	206,870	2	22,081	250	229,203
投資活動による収入	1,698	0	46	0	1,743
財務活動による収入	0	0	0	143,100	143,100
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0	0	1,090	1,090

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。